# 特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

| 評価書番号 | 評価書名 |
| --- | --- |
| 3 | 健康管理（予防接種法）に関する事務　基礎項目評価書 |

| 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言 | |
| --- | --- |
| 本村は，健康管理（予防接種法）に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり，特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し，特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を講じ，もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。 | |
| 特記事項 | |

| 評価実施機関名 |
| --- |
| 美浦村長 |

| 公表日 |
| --- |
| 令和3年12月24日 |

［平成31年1月　様式2］

# Ⅰ　関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|---|---|
| ①事務の名称 | 健康管理（予防接種法）に関する事務 |
| ②事務の概要 | 予防接種法に基づき、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定めるものについて、村内に居住する者に対し予防接種を行うとともに、当該予防接種の実施に関する記録や接種歴等の情報管理・報告、及び給付の支給に関する事務を行う。<br>①予防接種の実施に関する事務<br>②予防接種による健康被害救済の給付に関する事務<br>③実費の徴収に関する事務<br>④新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務<br>・ワクチン接種記録システム（VRS）へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。<br>・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。<br>・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。<br><br>予防接種情報は、通知及びマイナポータルのお知らせ機能で通知する。 |
| ③システムの名称 | 健康管理システム、共通宛名システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム、ワクチン接種記録システム（VRS） |

| 2. 特定個人情報ファイル名 |
|---|
| 1. 予防接種ファイル、宛名情報ファイル |

| 3. 個人番号の利用 | |
|---|---|
| 法令上の根拠 | ・番号法第9条第1項　別表第一　第10項<br>・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（内閣府・総務省令第5号）第10条<br>・番号法第19条第16号（新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ）<br>・番号法第19条第6号（委託先への提供） |

| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | | |
|---|---|---|
| ①実施の有無 | [　　実施する　　] | ＜選択肢＞<br>1) 実施する<br>2) 実施しない<br>3) 未定 |
| ②法令上の根拠 | 【情報照会】<br>番号法第19条第8号　別表第二（第16の2,3,17,18,19項）<br>番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（第12条の2,12条の3,13条,13条の2）<br>【情報提供】<br>番号法第19条第8号　別表第二（第16の2,3項）<br>番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（第12条の2） | |

| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
|---|---|
| ①部署 | 保健福祉部健康増進課 |
| ②所属長の役職名 | 課長 |

| 6. 他の評価実施機関 |
|---|
| 企画財政課 |

| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
|---|---|
| 請求先 | 郵便番号300-0492　茨城県稲敷郡美浦村大字受領１５１５番地　美浦村総務部総務課 |

| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
|---|---|
| 連絡先 | 「7. 請求先」と同じ |

## Ⅱ　しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | | |
|---|---|---|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | | [　1万人以上10万人未満　] ＜選択肢＞<br>1) 1,000人未満（任意実施）<br>2) 1,000人以上1万人未満<br>3) 1万人以上10万人未満<br>4) 10万人以上30万人未満<br>5) 30万人以上 |
| | いつ時点の計数か | 令和3年12月24日 時点 |
| **2. 取扱者数** | | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | | [　500人未満　] ＜選択肢＞<br>1) 500人以上　2) 500人未満 |
| | いつ時点の計数か | 平成31年4月1日 時点 |
| **3. 重大事故** | | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | | [　発生なし　] ＜選択肢＞<br>1) 発生あり　2) 発生なし |

## Ⅲ　しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|---|
| **基礎項目評価の実施が義務付けられる** |

# Ⅳ リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | |
|---|---|---|
| | [ 基礎項目評価書 ] | ＜選択肢＞<br>1) 基礎項目評価書<br>2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書<br>3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 |
| 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 | | |
| **2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）** | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [ 十分である ] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| **3. 特定個人情報の使用** | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [ 十分である ] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [ 十分である ] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| **4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託** | | [ ○ ]委託しない |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [ ] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| **5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）** | | [ ○ ]提供・移転しない |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [ ] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| **6. 情報提供ネットワークシステムとの接続** | [ ]接続しない（入手） | [ ]接続しない（提供） |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [ 十分である ] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [ 十分である ] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| **7. 特定個人情報の保管・消去** | | |
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [ 十分である ] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| **8. 監査** | | |
| 実施の有無 | [ ○ ] 自己点検 | [ ] 内部監査 [ ] 外部監査 |
| **9. 従業者に対する教育・啓発** | | |
| 従業者に対する教育・啓発 | [ 十分に行っている ] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れて行っている<br>2) 十分に行っている<br>3) 十分に行っていない |

## 変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|---|---|---|---|---|---|
| 平成28年9月16日 | 1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務①システムの名称 | 住民基本台帳ネットワークシステム | 健康管理システム，共通宛名システム，中間サーバー，住民基本台帳ネットワークシステム | 事後 | システム名称の変更 |
| 平成28年9月16日 | 3．個人番号の利用<br>法令上の根拠 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）<br>第9条第1項　別表第一　10項 | 番号法第9条第1項　別表第一　第10項<br>番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（内閣府・総務省令第5号）第10条 | 事後 | 根拠規定の追加 |
| 平成28年9月16日 | Ⅰ4．情報提供ネットワークシステムによる情報連携①実施の有無 | 実施しない | 実施する | 事後 | 業務見直し |
| 平成28年9月16日 | Ⅰ4．情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠 | | 情報照会の根拠番号法第19条第7号　別表第二（第16の2,17,18,19項）番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（内閣府・総務省令第7号）第13条情報提供の根拠番号法第19条第7号　別表第二（第16の2） | 事後 | 法改正による根拠規定の追加 |
| 平成28年9月16日 | 5．評価実施期間における担当部署②所属長 | 課長　石神　真司 | 課長　髙橋　利夫 | 事後 | |
| 平成29年4月14日 | 5．評価実施期間における担当部署②所属長 | 課長　高橋　利夫 | 課長　糸賀　育代 | 事後 | |
| 平成29年5月19日 | Ⅰ4．情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠 | 情報照会の根拠番号法第19条第7号　別表第二（第16の2,17,18,19項）番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（内閣府・総務省令第7号）第13条情報提供の根拠番号法第19条第7号　別表第二（第16の2） | 【情報照会】<br>番号法第19条第7号　別表第二（第16の2,17,18,19項）<br>番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（第12条の2,12条の3,13条,13条の2）<br>【情報提供】<br>番号法第19条第7号　別表第二（第16の2）<br>番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（第12条の2） | 事後 | 根拠規定の追加 |
| 平成29年11月8日 | 1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務①事務の概要 | 予防接種法に基づく予防接種者の管理 | 予防接種法に基づき、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定めるものについて、村内に居住する者に対し予防接種を行うとともに、当該予防接種の実施に関する記録や接種歴等の情報管理・報告、及び給付の支給に関する事務を行う。<br>①予防接種の実施に関する事務②予防接種による健康被害救済の給付に関する事務③実費の徴収に関する事務<br>予防接種情報は、通知及びマイナポータルのお知らせ機能で通知する。 | 事後 | |
| 令和1年6月28日 | Ⅳリスク対策 | | | 事後 | 様式追加によるもの |
| 令和3年8月18日 | Ⅰ1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要③システムの名称 | 予防接種法に基づき、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定めるものについて、村内に居住する者に対し予防接種を行うとともに、当該予防接種の実施に関する記録や接種歴等の情報管理・報告、及び給付の支給に関する事務を行う。<br>①予防接種の実施に関する事務<br>②予防接種による健康被害救済の給付に関する事務<br>③実費の徴収に関する事務<br><br>予防接種情報は、通知及びマイナポータルのお知らせ機能で通知する。 | 予防接種法に基づき、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定めるものについて、村内に居住する者に対し予防接種を行うとともに、当該予防接種の実施に関する記録や接種歴等の情報管理・報告、及び給付の支給に関する事務を行う。<br>①予防接種の実施に関する事務<br>②予防接種による健康被害救済の給付に関する事務<br>③実費の徴収に関する事務<br>④新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務<br>・ワクチン接種記録システム（VRS）へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。<br>・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。<br>・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。<br><br>予防接種情報は、通知及びマイナポータルのお知らせ機能で通知する。 | 事後 | 業務追加によるもの |
| 令和3年8月18日 | Ⅰ1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システムの名称 | 健康管理システム、共通宛名システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム | 健康管理システム、共通宛名システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム、ワクチン接種記録システム（VRS） | 事後 | 業務追加によるもの |
| 令和3年8月18日 | Ⅰ3．個人番号の利用 | ・番号法第9条第1項　別表第一　第10項<br>・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（内閣府・総務省令第5号）第10条 | ・番号法第9条第1項　別表第一　第10項<br>・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（内閣府・総務省令第5号）第10条<br>・番号法第19条第15号（新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ）<br>・番号法第19条第5号（委託先への提供） | 事後 | 業務追加によるもの |
| 令和3年12月10日 | Ⅰ3．個人番号の利用 | ・番号法第19条第15号（新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ）<br>・番号法第19条第5号（委託先への提供） | ・番号法第19条第16号（新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ）<br>・番号法第19条第6号（委託先への提供） | 事前 | 業務追加によるもの |
| 令和3年12月24日 | Ⅰ4．情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠 | 【情報照会】<br>番号法第19条第7号　別表第二（第16の2,17,18,19項）<br>番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（第12条の2,12条の3,13条,13条の2）<br>【情報提供】<br>番号法第19条第7号　別表第二（第16の2）<br>番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（第12条の2） | 【情報照会】<br>番号法第19条第8号　別表第二（第16の2,3,17,18,19項）<br>番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（第12条の2,12条の3,13条,13条の2）<br>【情報提供】<br>番号法第19条第8号　別表第二（第16の2,3項）<br>番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（第12条の2） | 事前 | 根拠規定の追加 |
| 令和3年12月24日 | Ⅱ1．対象人数 | 1,000人以上1万人未満 | 1万人以上10万人未満 | 事前 | 対象範囲拡大によるもの |